

障害者等の運賃について

各都道府県発行の身体障害者手帳又は療育手帳をお持ちの方で、「第1種」または「第2種」の方は、普通運賃が5割引き（10円未満四捨五入）となります。このうち、「第1種」の方は、介護人1名（同便かつ同区間の利用に限る）も5割引きとなります。また、弊社では精神障害者手帳をお持ちの方に、上記同様の割引を（介護人は対象になりません）おこなっております。

なお、運賃お支払いの際は、乗務員へご申告の上、証明書をご提示ください。また、交通系ICカードの利用につきましては、システムの都合上、乗務員の操作が必要となります。乗務員の操作完了後のタッチをお願い致します。

障害者等の適用された乗車券、定期券の利用時には、各種証明書をご持参いただきますようお願い申し上げます。

富士急山梨バス株式会社

